

# 公園施設等指定管理者

## 申込要項

(大和市都市公園条例規定施設)

(大和市営自動車駐車場条例規定施設)

令和2年7月

大和市環境農政部

## 公園施設等指定管理者申込要項 目次

### 1. 施設の概要

- (1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割
- (2) 施設の概要

### 2. 指定管理にあたっての条件

- (1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (2) 指定期間
- (3) 利用料金制
- (4) 指定管理料
- (5) 管理の基準
- (6) 委託の制限
- (7) 業務の引継ぎ
- (8) モニタリング
- (9) 事業の継続が困難になった場合の措置
- (10) リスク分担
- (11) その他

### 3. 申し込みの手続き

- (1) 申込資格
- (2) 提出書類
- (3) 申込者説明会
- (4) 質問の受付
- (5) 提出期限

### 4. 選定の基準

- (1) 選定方法
- (2) 選定基準
- (3) 面接審査
- (4) 選定結果のお知らせ

### 5. 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者の指定
- (2) 指定の年月日
- (3) 協定の締結

### 6. スケジュール

### 7. 添付書類

### 8. 提出先及び問合せ先

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

公園施設等は、市民の休息、散歩並びに運動等の総合的に利用できる憩いの場や、積極的な健康づくりの場として利用されることを目的として設置されています。

指定管理者には、民間事業者としての知識、能力、経験を活かし、関係機関との連携のもと、施設の設置目的等を十分理解し、公共の福祉の増進に寄与することを期待します。

### (2) 施設の概要

#### ① つきみ野1号公園

##### ア つきみ野野球場

(ア) 所在地 大和市つきみ野5-6

(イ) 設置年月日 昭和45年2月1日

(ウ) 施設内容

敷地面積 8,540㎡

建物延床面積 本部室(鉄骨平屋建・4㎡)

構造・規模 両翼85m センター90m

##### イ 園地・駐車場

(ア) 所在地 大和市つきみ野5-5

(イ) 面積 19,216.71㎡(つきみ野野球場部分を含む。)

(ウ) 施設内容

附属物 トイレ、遊具、パーゴラ、時計塔

※ 現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先とする。(以下全ての施設同じ)

#### ② 引地台公園

(ア) 所在地 大和市柳橋4-5000

(イ) 設置年月日 昭和55年5月1日

(ウ) 施設の規模等 面積 100,540.39㎡(青葉公園側スロープ含む)

主な施設 温水プール、野外音楽堂、令和広場、平成広場、  
遊具、管理棟、駐車場、野球場

#### ③ 引地台温水プール立体駐車場

(ア) 所在地 大和市草柳3-5-1

(イ) 設置年月日 平成3年3月31日

(ウ) 施設の規模等 敷地面積 1,776㎡ 延床面積 3,552㎡

構造規模 鉄骨造2階建 施設内容 駐車台数180台

#### ④ 宮久保公園

##### ア 宮久保野球場

- (ア) 所在地 大和市上和田 1 3 2 0 - 1  
(イ) 設置年月日 昭和 5 8 年 4 月 1 日  
(ウ) 施設内容  
敷地面積 7, 0 4 0 m<sup>2</sup>  
建物延床面積 管理棟 1 2. 9 6 m<sup>2</sup>  
構造・規模 両翼 7 0 m センター 8 5 m

イ 園地・駐車場

- (ア) 所在地 大和市上和田 2 1 5 0 - 2  
(イ) 設置年月日 昭和 5 8 年 4 月 1 日  
(ウ) 施設内容  
敷地面積 2 5, 3 1 7. 4 6 m<sup>2</sup> (宮久保野球場部分を含む。)  
附属物 トイレ、時計塔

ウ 宮久保スポーツ広場

- (ア) 所在地 大和市上和田 2 1 5 2 - 1  
(イ) 設置年月日 昭和 5 8 年 4 月 1 日  
(ウ) 施設内容  
敷地面積 7, 6 4 0 m<sup>2</sup>  
建物延床面積 倉庫: 4 m<sup>2</sup>  
構造・規模 グラウンド (土)

## 2. 指定管理にあたっての条件

### (1) 指定管理者が行う業務 (詳細は別紙仕様書のとおり)

#### ① 施設の運営に関すること

レクリエーションなど、公園等がもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民が公園等を利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

- ・利用者等からの要望・意見の対応
- ・安全確認のための巡回巡視等の対応
- ・利用者の安全確保、利用指導及び案内等に関する業務
- ・施設利用者の受付・承認・利用料金に関する業務
- ・スケジュール管理業務
- ・経理業務
- ・報告、統計業務
- ・情報提供業務
- ・事業計画書及び収支予算書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・公園管理事務所等関係機関との連絡調整
- ・自己評価の実施

- ・指定期間終了にあたっての引継業務
- ・大和市環境方針等の環境保全活動に関する業務
- ・その他日常業務の調整

② 維持管理に関すること

公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地、有料施設を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。

- ・樹木等植物育成管理
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・巡視・点検
- ・その他維持管理に必要な業務

③ 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の効果的な活用や利用者の利便性の向上を図るため、施設の設置目的の範囲内において、自らの責任と費用で自主的に事業を行うことができます。

自主事業の実施にあたっては、あらかじめ市と協議を行い、事業計画書を提出する必要があります。

**(2) 指定期間** 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

**(3) 利用料金制**

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。

公園施設等の利用料金は、大和市都市公園条例第42条及び大和市営自動車駐車場条例第18条に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることができます。

なお、大和市都市公園条例第42条別表第3及び大和市営自動車駐車場条例第18条に定められている公園施設等の利用料金については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

**(4) 指定管理料**

① 市は管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払います。

② 年間指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は下記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となりますのでご注意ください。

年間指定管理料上限額                    **239,155,000円**（1年間）

③ 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

④ 管理口座

指定管理料は団体等の口座とは別の口座で管理してください。

⑤ 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※引地台公園内の2箇所（北側・南側）の駐車場については、現在、有料化を検討中です。有料化した場合は利用料金等の取扱や指定管理料の変更等をその都度協議し対応します。

※仕様などの変更または指定期間中の工事等による休場等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。額は別途協議といたします。

※施設内に設置されている自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

※環境管理センターの改修工事に伴い、令和4年度に1週間程度、令和5年度に4ヶ月程度、引地台温水プール、引地台温水プール内食堂及び大和スタジアムへの電気及び蒸気の供給が停止します。

令和4年度の電気及び蒸気の供給については、指定管理者で対応することとしますが、令和5年度については、電気及び蒸気の供給停止期間が長期に及ぶため、当該期間中の各施設の供用を行わない予定ですので、改修工事の実施時期が決定次第、協議（供用期間、本仕様書の変更、指定管理料の変更など）を行い、変更協定にて対応します。

令和5年度分の指定管理料（提案額）については、令和3・6・7年度と同様に、引地台温水プール・大和スタジアムに係る利用料金収入を算入したうえで積算してください。

## （5）管理の基準

### ① 人員の配置等（詳細は仕様書のとおり）

ア 総括責任者を1名配置し、施設全体の管理運営業務が一体的かつ効率的に行える体制を整えること。

イ 総括責任者のもと、次の施設の管理運営業務を行う責任者を各1名配置するほか、必要な人員を置くこと。

(7) 引地台公園園地

(i) 引地台温水プール・立体駐車場

(ii) つきみ野野球場（園地、駐車場含む）・大和スタジアム・宮久保野球場（園地、駐車場含む）・宮久保スポーツ広場

ウ 職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないように定めること。

エ 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

### ② 法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。都市公園法、大和市都市公園条例、同条例施行規則、大和市営自動車駐車場条例及び同条例施行規則ほか、特に以下のことに気をつけてください。

ア 地方自治法

(7) 第244条第2項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

(i) 第244条第3項 指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

イ 大和市個人情報保護条例

大和市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講じるものとする。

**(6) 委託の制限**

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

但し、下記の業務においては、委託が可能です。(詳細は仕様書のとおり)

① つきみ野1号公園

ア つきみ野野球場

- ・グラウンド整備
- ・維持管理(点検、整備、清掃)

イ 園地、駐車場

- ・維持管理(点検、整備、清掃)

② 引地台公園

ア 園地

- ・高・中木剪定、刈込み(機械)、スズメバチ駆除、草花管理、草刈(機械)、人力除草、動物管理、管理監視(清掃及び巡回)、ごみ収集運搬、放置自転車処理、噴水清掃、流れ・池清掃、受水槽清掃、パトロール警備、駐車場開錠施錠、機械警備(引地台管理事務所・売店)、遊具点検、空調機保守点検、放送設備保守点検、噴水保守点検、井戸設備点検、水質検査(飲料水・井戸水)、簡易専用水道検査、加圧給水ユニット保守点検、消防用設備保守点検等

イ 引地台温水プール

- ・設備運転監視及び保守点検、プール監視等、日常清掃、定期清掃、夜間警備、芳香剤保守管理、水質検査、グリストラップ清掃、ボイラー機能検査、ウォータースライダー定期点検、非常用自家発電機器保守点検、自動昇降機保守点検、消防用設備保守点検、ボイラー及び付属設備保守点検、小型吸収冷凍機保守点検、可動屋根及び自動ドア保守点検、自動券売機保守点検、入退場ゲートシステム保守点検

ウ 大和スタジアム

- ・清掃、設備管理、年間保守管理、共通事項管理、夜間警備、エレベータ保守点検、自動ドア保守点検、スコアボード保守点検、防球ネット保守点検、放送設備保守点検、散水装置保守点検、夜間照明灯保守点検、ポンプ類保守点検、ラバーフェンス保守点検、人工芝保守点検、シャッター保守点検

③ 引地台温水プール立体駐車場

- ・消防用設備保守点検、駐車場補助員、火災監視(機械警備)、管理機器

④ 宮久保公園

ア 宮久保野野球場

- ・グラウンド整備
- ・維持管理(点検、整備、清掃)

イ 園地、駐車場

- ・維持管理(点検、整備、清掃)

ウ 宮久保スポーツ広場

- ・グラウンド整備
- ・維持管理（点検、整備、清掃）

## （７）業務の引継ぎ

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。

指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担について、すべて次期指定管理者の負担となります。

令和２年度中に現指定管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証することとなります。

※ 前納された利用料金については、使用日が次期指定管理者の期日であっても現指定管理者の収入とします。

※ 引継ぎ前に雇用されている職員の継続雇用の配慮をお願いします。

## （８）モニタリング

市は、当該施設の円滑な運営を確保し、指定管理業務の実施状況を把握するため毎年度モニタリング（以下、「事業評価」という。）を実施します。

また、指定管理者は自ら行う管理運営業務の自己評価を実施するものとします。

市は、指定管理者に事業評価の結果を報告し、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善勧告を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

なお、市の監査委員が必要と認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

### ① 事業評価

指定期間中は以下の指定管理者が提出する書類等に基づき、市は、毎年度事業評価を実施します。

#### ア 定期モニタリング

##### (ア) 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとします。

##### (イ) 四半期総括書の提出（市が必要と認める場合）

指定管理者は、３ヶ月に一度、過去３ヶ月間の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市に提出するものとします。

##### (ウ) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後６０日以内に協定書に定めた事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出するものとします。

##### (エ) 書式

月報及び四半期総括書の書式は、協定において定めるものとします。

#### イ 自己評価（セルフモニタリング）



(7) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、施設の管理運営が公園施設等の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、毎年度、自己評価を行うものとします。

また、指定管理者は、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取入れる取組みを行うものとします。

(イ) 評価項目

評価項目については、協定において定めた事業評価に定める視点に基づき行うものとします。

② 業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

**(9) 事業の継続が困難になった場合の措置**

① 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園施設等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園施設等の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

**(10) リスク分担**

指定管理業務に係る大和市と指定管理者の責任分担は、別紙のリスク分担表のとおりとします。

なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又はリスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

**(11) その他**

① 保険の加入（詳細は仕様書のとおり）

維持管理業務の実施にあたり、市が加入している補償内容と同等以上の施設賠償責任保険等に加入していただきます。

② 施設相互の利用料金の収受等

公園施設等（大和市都市公園条例規定施設）及びスポーツ施設等（大和市スポーツ施設設置条例規定施設）の利用受付及び利用料金の収受等に関しては、市、指定管理者及びスポーツ施設等の指定管理者が協議の上、相互に対応するものとします。

③ 災害時の使用内容

広域応援体制活動拠点又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場（以

下、「応急活動拠点」という。)の運営支援要請に対し協力すること  
災害発生時の他施設の状況等により、応急活動拠点以外の応急対策活動拠点としての運営支援要請に対し協力するよう努めること

### 3. 申し込みの手続き

#### (1) 申込資格

##### ① 申込資格等

申込を行うことができる者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）若しくは共同事業体であつて、市の指名を受けたものとします。なお、共同事業体の場合にあつては、申込みに際し共同事業体を代表する団体を決めていただきます。

##### ② 欠格事項

次に該当する団体等（代表とする団体等を含む）又はその代表者は、申込者となることはできません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者

カ 国税及び地方税等を滞納している者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は法人の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること

ケ 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること

コ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）

サ 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者

シ 共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は申込時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写し

- を提出することができないことス その他市長が指定管理者として適当でないとする者
- ス その他市長が指定管理者として適当でないとする者

③ 複数申込の禁止

単独で申込した団体等は、共同事業体による申込の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

④ 共同事業体による申込の構成員の変更

共同事業体による申込の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて申込書類の再提出を求めます。

⑤ 申込に関する留意事項

ア 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件申込についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

イ 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 申込書類の取り扱い

申込書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

オ 申込の辞退

申込受付後に辞退する場合は、辞退届（第3号様式）を提出してください。

カ 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

キ 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込者の提出する書類の著作権はそれぞれの申込者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

**(2) 提出書類**

- ① 指定申込書（大和市都市公園条例施行規則第20条関係 第19号様式）
- ② 定款等 最新のもの
- ③ 登記簿謄本 申し込み日前6ヶ月以内
- ④ 申請団体の収支予算書及び事業計画書（最新のもの）
- ⑤ 申請団体の収支決算書及び事業報告書（最新のもの）
- ⑥ 企画提案書（第1号様式）

- ⑦ 収支予算書（第2号様式）（各年度ごと）
- ⑧ 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出
- ⑨ 財産目録
- ⑩ 理事、評議員及び役員等（実質的に経営に関与するものを含む）の名簿（氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類）（第4号様式）  
（記載内容を神奈川県警察本部に照合することを了承すること。）
- ⑪ 団体の概要がわかるもの 団体の活動実績及び経営状況を証明する書類
- ⑫ 欠格事項に関する申立書（第5号様式）
- ⑬ 法人税（個人にあつては所得税）、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書  
（徴収猶予を受けている場合を除く）
- ⑭ 大和市内に営業所を有する者については、市民税、固定資産税の納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除く）
- ⑮ 共同事業体による応募の場合の必要書類（協定書、委任状、構成員名簿等）

※ 提出部数 正本1部 副本15部（A4またはA4折込とする。）

### （3）申込者説明会

- ① 日時 令和2年7月30日（木） 午後2時～午後5時
- ② 場所 大和スタジアム会議室
- ③ 参加者 1応募者につき2名までとします。
- ④ 参加申込 7月22日（水）までに下記の担当にご連絡ください。
- ⑤ 連絡先 大和市環境農政部みどり公園課公園管理事務所  
電話046-263-9221

### （4）質問の受付

- ① 受付期間 令和2年8月3日（月）～令和2年8月6日（木）
- ② 受付方法  
質問は書面のみ受け付けます。任意の様式にご記入の上、直接ご提出いただくか、FAXまたは電子メールにて提出してください。  
電話や口頭等による質問は受付いたしません。  
また、審査への質問、質問受付期間終了後の質問は受け付けません。
- ③ 質問回答 予定回答期日を令和2年8月26日（水）頃とし、ホームページで公開します。

### （5）提出期限

- ① 申込期間 令和2年7月22日（水）～9月9日（水）
- ② 申込締切 令和2年9月9日（水）17時15分

## 4. 選定の基準

大和市都市公園条例第27条第2項及び大和市営自動車駐車場条例第5条第2項に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を

指定管理者の候補者として選定します。

#### **(1) 選定方法**

##### ① 資格審査（書類審査）

指定申込書の提出後、事業担当課が申込者の参加資格要件である仕様書で示す要求水準を満たしているか等について審査を行います。

##### ② 選定委員会による審査（面接審査）

「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者の候補者審査要綱」に基づき、「指定管理者選定委員会」を設置し、提出された書類をもとに申込者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査を行います。

##### ③ 指定管理者の選定

市長は、選定委員会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

#### **(2) 選定基準**

① 施設等を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

② 施設等の効用を最大限に発揮するものであること。

③ 施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。

④ 施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

#### **(3) 面接審査（申込者によるプレゼンテーション）**

① 日 時 令和2年10月中旬、  
(書類審査後、通知します)

② 場 所 書類審査後、通知します。

※ 面接審査は、公開で行います。ただし、申込団体関係者は入れません。

※ 審査会における審議過程については、非公開とします。

#### **(4) 選定結果のお知らせ**

選定結果は、団体宛に令和2年11月中旬までに通知します。

### **5. 指定管理者の指定**

#### **(1) 指定管理者の指定**

審査終了後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します。

#### **(2) 指定の年月日 令和3年4月1日（金）**

#### **(3) 協定の締結**

協議に基づき協定を締結します。協定は以下の項目について定めます。

① 総則に関する事項

② 業務の範囲と実施条件に関する事項

③ 業務の実施に関する事項

④ 業務実施に係る市の確認事項

- ⑤ 指定管理料に関する事項
- ⑥ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑦ 指定期間の満了に関する事項
- ⑧ 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項
- ⑨ その他市が必要と認める事項

## 6. スケジュール

- (1) 申 込 要 項 発 表：令和2年7月21日(火)
- (2) 申 込 要 項 等 配 布 期 間：令和2年7月21日(火)～8月21日(金)
- (3) 申 込 者 説 明 会 ( 現 地 )：令和2年7月30日(木)
- (4) 質 問 事 項 の 受 付 期 間：令和2年8月3日(月)～8月6日(木)
- (5) 質 問 の 回 答 予 定 期 日：令和2年8月26日(水)
- (6) 申 込 書 類 受 付 期 間：令和2年7月22日(水)～9月9日(水)
- (7) 申 込 締 切 り：令和2年9月9日(水)午後5時15分
- (8) 書 類 審 査 の 結 果 及 び 面 接 審 査 の 案 内：令和2年9月下旬
- (9) 面 接 審 査：令和2年10月中旬頃
- (10) 選 定 結 果 の 公 表 、 通 知：令和2年11月中旬頃
- (11) 大 和 市 議 会 に お け る 議 決：令和2年12月下旬
- (12) 指 定 管 理 者 の 指 定：令和3年4月1日(木)
- (13) 協 定 の 締 結：令和3年4月1日(木)
- (14) 業 務 引 継 ぎ：令和3年3月上旬から順次
- (15) 管 理 の 開 始：令和3年4月1日(木)

## 7. 添付書類

- (1) 別紙 リスク分担表
- (2) 大和市都市公園条例施行規則第20条関係 第19号様式
- (3) 第1号様式
- (4) 第2号様式
- (5) 第3号様式
- (6) 第4号様式
- (7) 第5号様式

## 8. 提出先及び問合せ先

- (1) 名 称 大和市環境農政部みどり公園課公園管理事務所
- (2) 住 所 〒242-0022 大和市柳橋4-5000
- (3) 電 話 046(263)9221
- (4) F A X 046(263)6514
- (5) 電子メールアドレス [ka\\_midor@city.yamato.lg.jp](mailto:ka_midor@city.yamato.lg.jp)

別紙 リスク分担表 ○：主負担 △：従負担

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
周辺住民・市民等 及び施設利用者への 対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協	議
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協	議
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当り130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当り130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協	議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協	議
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○

情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○



## 指 定 申 込 書

令和 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

(共同事業体名・代表団体名)

代表者名

印

大和市都市公園条例規定施設及び大和市営自動車駐車場条例規定施設の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申し込みます。

### 記

1. 定款等 (最新のもの)
2. 登記簿謄本 (申し込み日前6ヶ月以内)
3. 申込団体の収支予算書及び事業計画書 (最新のもの)
4. 申込団体の収支決算書及び事業報告書 (最新のもの)
5. 企画提案書 (第1号様式)
6. 収支予算書 (第2号様式) (各年度ごと)
7. 管理運営費見積書 (予算書を補完する資料として必要に応じて提出)
8. 財産目録
9. 理事、評議員及び役員等 (実質的に経営に関与するものを含む) の名簿 (氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類) (第4号様式)
10. 団体の概要がわかるもの (団体の活動実績及び経営状況を証明する書類)
11. 欠格事項に関する申立書
12. その他必要書類 納税証明書 (国税・都道府県税・市町村税) または未納が無いことの証明書
13. 共同事業体による応募の場合の必要書類 (協定書、委任状、構成員名簿等)

**企画提案書**

施設名：	
<b>1. 法人・団体の概要</b>	
法人・団体の名称	
代表者名	
所在地等	
連絡先（電話番号・担当者名）	
資本金	
役員数・社員数	
設立年月日	
主な業務	
<b>2. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上の取り組みについて</b>	
施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	
基本方針	
利用条件の考え方	
利用の不承認の考え方・承認の取消の考え方	
苦情処理体制	
サービス向上の取り組みについて	
基本方針	
事業の企画内容	
サービスの自己評価・利用者要望・意見への対応策	
地域との連携対応	
<b>3. 施設の効用を最大限に発揮する方法について</b>	
施設の特徴を生かした事業計画について	
基本方針	
施設の特徴（各施設ごとに）	
施設の生かし方（各施設ごとに）	
<b>4. 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費について</b>	
関係法令等の遵守について	
施設の適切な維持及び管理について	
基本方針	
緊急時の対策	

	防犯防災対策	
	事故防止対策	
	施設の保全に関する取組み	
	施設運営の組織体制について	
	効率的な経営について	
	基本方針	
	管理に係る経費の縮減案	
	指定管理料提案額	
	効率的な経営について	
<b>5. 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力について</b>		
	管理を安定して行う物的・人的能力について	
	基本方針	
	事業者理念・経営方針	
	ISO（品質、環境）等取得状況	
	人員の確保及び育成について	
	基本方針	
	社員の選考方法・選考基準	
	現指定管理者に雇用されている社員の継続雇用について	
	社員の配置・確保について	
	社員の教育・研修について	
	関連施設の受注・経営実績	
	資産規模・管理状況について	
	債権債務の状況について	
	経営マネジメントについて	
<b>6. その他</b>		
	個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	
	個人情報の保護措置	
	個人情報の開示請求への対応措置	
	情報公開請求への対応措置	
	文書の分類・作成・保存及び破棄に関する基準等	
	その他の提案について	

※用紙は、A4及びA3サイズとし、分量はA4フラットファイル1冊（背幅18mm）程度とすること。

(第2号様式)

令和 年 月 日

# 収 支 予 算 書

団 体 名

所 在 地

代表者役職・氏名

(共同事業体名・代表団体名・役職氏名)

単位：千円

	項目	金額	内訳 (積算根拠等)
収入	指定管理料		
	利用料金収入		
	その他収入		
	収入合計(A)		
支出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	施設管理費		
	事務経費		
	支出合計(B)		
収支(A)-(B)			
公園の収支についての考え方			

# 辞 退 届

令和 年 月 日

大和市長 あて

応募者 所在地

団体名

(共同事業体名・代表団体名)

代表者名

印

大和市都市公園条例規定施設及び大和市営自動車駐車場条例規定施設の指定管理者の申込について、次の理由により辞退します。

## 記

- 1 辞退の理由
- 2 担当者氏名
- 3 所属・職名
- 4 電話番号
- 5 FAX番号

令和 年 月 日

大和市長 あて

所在地  
 団体名  
 代表者名 印

大和市が行っている指定管理者からの暴力団排除の取り組みについて承知するとともに、警察署に対する照会及び通知に関し同意いたします。

商号又は名称										
所在地										
役職名	氏名				生年月日				性別	住所
	か	漢字			元号	年	月	日		
備考										

備考1 かは半角で、元号はM、T、S、H、Rで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

備考2 性別は、M（男）、F（女）のいずれかで記入すること。

備考3 欄内に収まらない場合は、必要部数を作成し、提出すること。

## 欠格事項に関する申立書

令和 年 月 日

大和市長 あて

所在地  
団体名  
代表者氏名 印

当社（団体）は、次の指定管理者応募資格の欠格事項のいずれにも該当がありません。

万一、この申立内容に相違していたときには、指定管理者の応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

### 《欠格事項》

- ・法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・破産者で復権を得ない者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は、第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者
- ・国税、地方税等を滞納している者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。

- ・大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は申込時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。
- ・その他市長が指定管理者として適当でないと認める者であること。